国土交通省告示第百七十八号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年 政令第三百十一号)第十三条第二項第六号の規定に基づき、車いす使用者が円滑に利用することがで きる特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を次のように定める。

平成十五年三月六日

国土交通大臣 林 寛子

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造を定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第十三条第 二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定め る構造は、次に掲げるものとする。

- ー エレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定するものとすること。
 - ロかごの床面積は、○・八四平方メートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの床面積が十分に 確保されていること。
- 二 エスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

附則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。